

令和4年6月1日

事業者様各位

茅ヶ崎市福祉部
障がい福祉課

茅ヶ崎市移動支援事業について（お知らせ）

初夏の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、当市の福祉行政にご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、茅ヶ崎市では、令和4年6月より、神奈川県が所管するかながわシステムの更改に対応するため、移動支援に係る支給基準額の見直しを行います。具体的には、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとなりました。詳細につきましては、茅ヶ崎市移動支援事業実施要綱別表第1をご参照ください。

なお、請求コードにつきましては、変更はございません。

（ 事務担当 茅ヶ崎市福祉部障がい福祉課
電 話 0467-82-1111 ）